

2024年9月2日

各位

会社名 株式会社きちりホールディングス
(コード番号：3082 東証第一部)
本店所在地 大阪市中央区安土町二丁目3番13号
代表者名 代表取締役社長 平川 昌紀
CEO兼COO
問合せ先 常務取締役CFO 葛原 昭
電話番号 06-6262-3456(代表)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役を除く。）（以下、「対象取締役」という。）を対象として、下記の通り、対象取締役に対し譲渡制限付株式を割り当てる譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することのご承認を求める議案を、2024年9月30日開催予定の当社第26期定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議すること、並びに当社従業員等に対しても本制度を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、将来選任される取締役も含め、当社の対象取締役の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

(2) 導入の条件

本制度においては、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2015年9月25日開催の第17期定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち、社外取締役分30,000千円）とすることを

ご承認頂いております。また、2018年9月27日開催の第20期定時株主総会において、取締役の金銭報酬枠とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の付与のための報酬額を年額100,000千円以内とご承認頂いております。

本株主総会では、上記の株式報酬型ストックオプション制度に代え、現行の取締役の金銭報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本株主総会において本制度に係る議案が承認可決された場合には、すでに付与済みのものを除き、取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、今後、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないことといたします。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対する譲渡制限付株式の割当て

本制度に基づく譲渡制限付株式の付与は、当社の取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を行う方法（以下「無償交付方式」という。）
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式（譲渡制限付株式）の発行もしくは処分を受ける方法（以下「現物出資方式」という。）

本制度に基づき無償交付方式又は現物出資方式により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、無償交付方式と現物出資方式をあわせて、年150,000株以内、その報酬等の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額100,000千円以内（なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として算出します。また、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とする。）といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社

の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

（２）譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づく普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、当社取締役会が定める期間において、本制度に基づき発行又は処分を受けた普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が無償で当該普通株式の全部又は一部を取得すること。
- ③ 当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

3. 当社の従業員及び当社子会社取締役への割当て

本株主総会において本制度の導入が承認されることを条件に、当社の所定の要件を満たす従業員及び当社子会社の取締役に対しても上記譲渡制限付株式と同内容の本制度を導入する予定であります。

以上